**平成２２年（フ）第３１０７号**
福岡市城南区樋井川４丁目21番12号
債務者　江口　雅英（旧姓飯島・平田・扇・伊東）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３１１６号**
福岡市城南区別府７丁目13番19号
債務者　胤森妃美香
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３１２２号**
福岡市博多区麦野１丁目４番10―202号
債務者　渡部　則子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３１６６号**
福岡市中央区高砂２丁目15番29―702号
債務者　松田　伸之
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３１８９号**
福岡市東区和白１丁目14番46号
債務者　宇都　幸孝
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３１９０号**
福岡市東区和白１丁目14番46号
債務者　宇都　由江
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３２３０号**
福岡市博多区吉塚３丁目７番40―201号
債務者　張　　昌彦
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３２４９号**
福岡市早良区原６丁目29番27―403号
債務者　田口　晃樹
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３２５８号**
福岡市南区井尻３丁目３番４―603号
債務者　西平　善一
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３２９８号**
福岡市博多区千代３丁目５番24―1004号
債務者　黒木　綾子（旧氏名中村あや子）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３３１２号**
福岡市城南区堤団地24番510号
債務者　江口　　昇
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３３６０号**
福岡市東区香椎照葉１丁目３番３―505号
債務者　高田　亜紀
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３３７０号**
福岡市東区馬出４丁目８番33―102号
債務者　藤野　大助
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３３８２号**
福岡市西区内浜１丁目15番35―402号
債務者　酒井　祐子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３４０１号**
福岡市南区大橋３丁目19番８号
債務者　石橋　鈴代
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３４０８号**
福岡県春日市須玖北２丁目136番地オータムハイツⅠ・205号
債務者　進藤　敏春
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３４０９号**
福岡県春日市須玖北２丁目136番地オータムハイツⅠ・205号
債務者　進藤　珠美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２２年（フ）第３４１１号**
福岡県糸島市篠原西２丁目13番13号
債務者　田中　初美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部